

竹原市地域公共交通会議事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、竹原市地域公共交通会議規約第12条の規定に基づき、竹原市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- （1）交通会議の会議に関すること。
- （2）交通会議の資料作成に関すること。
- （3）交通会議の庶務に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要なこと。

（職員等）

第3条 事務局に事務局長、事務局員その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、竹原市総務企画部企画政策課長をもって充てる。

3 事務局員は、竹原市の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- （1）事務局の運営に関すること。
- （2）物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
- （3）前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、竹原市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、竹原市において定められている公印の取扱いの例による。

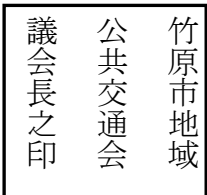
(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年●月●日から施行する。

別表 (第6条関係)

名称	形状	書体	寸法 (mm)	用途	個数	管理者
竹原市地域 公共交通会 議会長之印		篆書	21×21	会長名をも って発する 文書	1	事務局長